

公益財団法人 マリア財団 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人マリア財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を大阪府大阪市に置く。

2 この法人は、理事会の決議を経て、必要の地に従たる事務所を設置することができる。これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次代を担う子供たちの心身ともに健全な発育、豊かな人間性と才能開発を図るため、幼児・児童にかかわる教育・相談・助成を行い、もってわが国の幼児・児童教育の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の公益目的事業を行う。

- (1) 幼児・児童教育・健康に関する知識の普及
- (2) 幼児・児童教育及び幼児・児童教育施設の開設に関する相談・支援事業
- (3) 幼児・児童教育を支援する個人・団体に対する助成
- (4) その他前各号に関する公益目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、日本全国において行うものとする。

第3章 財産及び会計

(基本財産)

第5条 基本財産は次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (2) 理事会において基本財産に繰り入れることを決議した財産

2 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会において理事総数の3分の2以上に当たる多数をもって決議し、評議員会の承認を要する。

(財産の維持管理及び運用)

第6条 この法人の財産の維持管理及び運用は、理事長が行うものとする。

2 この法人が保有する株式(出資)について、その株式(出資)の発行会社に対して株主等としての権利を行使する場合には、次の事項を除き、あらかじめ理事会において理事総数(理事現在数)の3分の2以上の承認を要する。

- (1) 配当の受領
- (2) 無償新株式
- (3) 株主配当増資への応募
- (4) 株主宛配付書類の受領

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年の3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 正味財産増減計算書
 - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

- 3 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第 48 条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第 2 項第 4 号の書類に記載するものとする。

(剰余金の処分制限)

第 10 条 この法人は、設立者その他の者に対し、剰余金の分配をすることができない。

第 4 章 評議員

(評議員)

第 11 条 この法人に評議員 3 名以上 6 名以内を置く。

(選任等)

第 12 条 評議員の選任及び解任は、評議員会の決議により行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

イ 当該評議員及びその配偶者又は 3 親等内の親族

ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ハ 当該評議員の使用人

ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者

ヘ ロからニに掲げる者の 3 親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一の団体(公益法人を除く)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員総数(現在数)の 3 分の 1 を超えて含まれることにはならない。

イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人)又は業務を執行する社員である者

ニ 次の団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く)である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人通則法第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人

- ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう）
- 3 この法人の評議員のうちには、理事の配偶者又は三親等内の親族その他政令で定める特別の関係がある者の合計数が、評議員総数（現在数）の3分の1を超えて含まれることになってはならない。また評議員には、監事及びその配偶者又は三親等内の親族その他の政令で定める特別の関係がある者が含まれてはならない。
- 4 評議員はこの法人の理事又は監事若しくはその使用人を兼ねることができない。
- 5 評議員に異動があったときには、2週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届けるものとする。

（権限）

第13条 評議員は評議員会を構成し、第17条に規定する事項の議決に参画するほか、法令に定めるその他の権限を行使する。

（任期）

- 第14条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときには、辞任又は任期満了後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

（報酬等）

- 第15条 評議員は、無報酬とする。
- 2 評議員には、その職務を行うための費用を弁償することができる。

第5章 評議員会

（構成）

第16条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

（権限）

第 17 条 評議員会は次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額及びその支給基準
- (3) 定款の変更
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (6) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (7) 事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類の承認
- (8) 事業報告、事業報告の附属明細書、貸借対照表、正味財産増減計算書、貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書、財産目録の承認
- (9) 前各号に定めるものの他、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という）に規定する事項及びこの定款に定める事項

（開催）

第 18 条 評議員会は、定時評議員会として毎事業年度 6 月に 1 回開催するほか、必要がある場合に臨時評議員会を開催する。

（招集）

第 19 条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は理事長に対して、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

（招集の通知）

第 20 条 理事長は、評議員会の開催の 3 日前までに、各評議員に対して、会議の日時、場所、目的及びその他法令で定める事項を記載した書面をもって招集の通知を発するものとする。

2 前項にかかわらず、評議員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく、評議員会を開催することができる。

（議長）

第 21 条 評議員会の議長は、評議員会の決議によって評議員の中から選定する。

（定足数）

第 22 条 評議員会は、議決に加わることのできる評議員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 23 条 評議員会の決議は、議決に加わることのできる評議員の過半数が出席し、出席した評議員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、議決に加わることのできる評議員の3分の2以上の決議を経るものとする。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 合併、事業の全部若しくは一部の譲渡又は公益目的事業の全部の廃止
- (4) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者毎に第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第27条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第 24 条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 25 条 理事が評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第 26 条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 評議員会に出席した評議員及び理事は、前項の議事録に署名若しくは記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第 27 条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3 名以上 6 名以内
 - (2) 監事 2 名以内
- 2 理事のうち 1 名を理事長とし、この理事長をもって法人法上の代表理事とする。

(選任)

第 28 条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

- 2 理事長は理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 この法人の理事のうちには、理事のいずれか 1 名及びその配偶者又は三親等内の親族その他政令で定める特別の関係がある者の合計数が、理事総数（現在数）の 3 分の 1 を超えて含まれることになってはならない。
- 4 この法人の監事には、この法人の理事（配偶者又は三親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者を含む）及び評議員（配偶者又は三親等内の親族その他政令で定める特別の関係にある者を含む）並びにこの法人の使用人が含まれてはならない。また各監事は、相互に配偶者又は三親等内の親族その他政令で定める特別の関係があってはならない。
- 5 理事及び監事に異動があったときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 29 条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、この法人を代表し、その業務の執行を統括する。
- 3 理事長は、毎事業年度に 4 ヶ月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 30 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べなければならない。

(任期)

第 31 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時評議員会の終結のときまでとし、再任を妨げない。

- 3 任期の満了前に退任した理事の補欠として又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の現任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 5 理事又は監事は、第 27 条第 1 項に定める定数に足りなくなるときには、辞任又は任期満了後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 32 条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって、解任することができる。

- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第 33 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

第 7 章 理事会

(構成)

第 34 条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 35 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 評議員会の招集に関する事項
- (2) 代表理事の選定及び解職
- (3) 重要な財産の処分及び譲受け
- (4) 多額の借財
- (5) 重要な使用人の選任及び解任
- (6) 従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更、廃止
- (7) その他この法人の業務の執行に関する事項

(開催)

第 36 条 理事会は定時理事会として毎事業年度 6 月及び 3 月に開催するほか、必要がある場合に、臨時理事会を開催する。

(招集)

第 37 条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長以外の理事は、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

3 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認める場合において、必要があると認めるときは、監事は理事会の招集を請求することができる。

4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の 3 日前までに、各理事及び各監事に対して通知しなければならない。

5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第 38 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第 39 条 理事会は、議決に加わることのできる理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 40 条 理事会の決議は、定款に規定するものを除き、議決に加わることのできる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって決する。

(決議の省略)

第 41 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときはその限りではない。

(報告の省略)

第 42 条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 29 条第 3 項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第 43 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(その他)

第 44 条 法令又は定款に定めるもののほか、理事会の運営に関し必要な事項は、理事会で定める。

第 8 章 公告の方法

(公告の方法)

第 45 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

第 9 章 解散

(解散)

第 46 条 この法人は、法人法第 202 条に規定する事由及びその他法令で定めた事由により解散する。

(公益認定の取消等に伴う贈与)

第 47 条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を当該公益認定の取消の日又は当該合併の日から 1 か月以内に、類似の事業を目的とする公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「公益認定法」という)第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第 48 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益認定法第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

第 10 章 事務局その他

(事務局)

第 49 条 この法人に事務局を置き、職員の任免は理事長が行う。

2 事務局の組織、内部管理に必要な規則その他については、理事会が定める。

第 11 章 補則

(委任)

第 50 条 定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(法令の準拠)

第 51 条 この定款に規定のない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。